

律令断罪制度の確立過程

氏名 永井 瑞枝

古代日本の国家の基本法典である律令の中には、罪を犯した者を審議して、その罪に相当する刑を確定し、刑を執行するまでの一連の手続きを規定する、獄令という篇目がある。本論文では、この一連の手続きを「断罪」と表現する。古代日本の律令断罪制度に関する先行研究は、近代以降に法制史学及び歴史学両方の視点から、検非違使を中心とした新たな制度に至るまで、様々な研究が進められてきた。しかし、獄令のいう制度に関して全般的な考察が進められているとは言いがたく、また母法である唐の制度との比較研究が低調であり、さらに獄令という継受法の制度とそれ以前の日本固有の制度との関係が明らかではないといった課題も残っている。そこで本論文では、獄令及び関連する諸制度について、唐との比較を行い、日本独自の断罪制度の特質を解明することで、古代社会において律令断罪制度が確立する過程とその意義を明らかにすることを旨とする。

第一章では、日本の獄令と唐の獄官令とで、律令上の位置づけに注目して比較検討を行った。その結果、両者の間では篇次や篇目名及び条文構成において違いが認められる。そしてその違いは、日本の獄令が罪人を捕縛して獄に拘束するという点を重視して編纂されたためと結論づけた。

第二章では、日本律と唐律の量刑の違いに注目して比較検討を行った。その結果、日本律では唐律のいう儒教的思想に基づく重犯罪ではなく、あくまで国家に直接危害を加えるもしくは背信する行為、また殺人と盗みを重犯罪とみなし、斬刑と絞刑という国家の極刑である死刑を、それに相当する刑として純化させたことが明らかとなった。

第三章では、中央で断罪を掌る官司である、刑部卿・囚獄司・贓贖司を取り上げ、各機能を分析した。刑部省は再審を含めた量刑判断や徒刑執行を担う官司であり、そのために刑部卿就任者は軍事的経験や法理への理解力といった実務能力を備えた者であった。囚獄司は京内で獄の運営及び徒刑の執行にあたり、また贓贖司は獄を運営するための財源を確保する役割を持ち、両者は獄空間を断罪制度の中核に据えた律令国家を象徴的存在として機能した。しかし検非違使がこの獄運営に関与してくることを機に、律令断罪制度の仕組みは変質することになる。

第四章では、大宝元年に恩赦の施行方法を、それまでの中国式の方法から改変した目的を検討した。この改変は、中国の皇帝とは異なり、官司を媒介にして断罪の場に関与する日本の天皇像を反映させるため、また獄を備えた断罪官司の設立を基に獄からの解放を強調するために行われたのであり、中国式の恩赦から脱却した、日本独自の恩赦の登場を物語るものと評価できる。

第五章では、罪人に初審を行う官司を規定した獄令1条について、唐令・大宝令・養老令との比較を行った。同条文は、養老令を編纂する段階で大きく改変されており、その背景には、律令制以前からの統属関係に基づく処罰権を認める法整備や、国家による犯罪把握をより徹底するために行われた告言の奨励政策を踏まえた上で、日本独自の断罪権を明示する意図があった。しかし一方でその改変が、京職の断罪権の低さ及びそれに伴う統治の緩みという事態を引き起こし、検非違使が京内の断罪に関わる前提を作ることになった。

以上のとおり検討を進めてきた結果、古代日本の断罪制度の確立は、捕縛した罪人を拘束して断罪を行うための、獄空間の設立と表すことができると考える。獄を整備するべく、獄令が実用的な篇目として編纂され、中央で獄を具体的に運用する官として刑部省・囚獄司・贓贖司が置かれ、恩赦も獄からの

純粋な解放制度となった。獄が重要視されるようになった要因は、京城という中央集権体制を示す領域の画定にあった。京城の秩序を保つために、京内で犯罪が起こった際に獄は、罪を犯した者を拘束して国家による断罪を受けさせる場として、かつその罪によって社会にもたらされる災気を集約する場として、それぞれ機能することが求められたのである。こういった獄の整備は天武天皇による飛鳥浄御原令の編纂の段階から始まったと考えられる。同時期には律の編纂にも着手され、隋律や唐律を基に日本独自の重犯罪意識が確定し、それに相当する刑も定められていった。これら律・令の編纂の成果が大宝律令に盛り込まれ、日本の京及び諸国へ本格的に浸透していく。また獄を中核とした律令断罪制度は、その後も改変が続けられていく。律令断罪制度の中には、京職の権限の弱さのほか、罪を穢れとみなす日本固有の考え方に沿って、犯罪を官が摘発する体制に欠けているといった課題が内包されていた。そうした課題と現実に取り締まるべき犯罪に対処するべく、九世紀には令外官である檢非違使が登場することになるのである。